

お住まいの改善や安全のために 転居される方を支援します

【高齢者住み替え家賃等助成事業】

良質で防災上にも優れた住宅に転居する場合や取り壊し等により立ち退きを求められている高齢者世帯の方に、転居後の家賃の差額等を助成し、住まいの改善や安全・安心の確保を支援する事業です。

申請される場合には、世帯の要件、資格の要件及び住宅の要件等について、確認させていただきますので、必ず事前に、高齢者福祉課までご相談ください。

荒川区 福祉部 高齢者福祉課

助成内容

家賃補助額	転居前の家賃と転居後の家賃との差額を助成します。 ※月額4万円を限度とします。
礼金・権利金	家賃補助額の2か月分を限度として助成します。
仲介手数料	家賃補助額の1か月分を限度として助成します。
転居費用	お支払いになった金額を助成します。 ※4万円を限度とします。
契約更新料	家賃補助額の1か月分を限度として助成します。

助成期間

- 対象世帯の要件及び資格の要件を欠くまでの期間、助成します。

世帯の要件

対象となる世帯は、次のすべての要件を満たす世帯です。

- 70歳以上のひとり暮らし世帯又は70歳以上の方及びその配偶者若しくは兄弟姉妹で構成されている世帯
- 2年以上継続して区内に住所を有していること。
- 区内の民間賃貸住宅から区内の他の民間賃貸住宅に転居すること。

資格の要件

- 賃貸契約に定める賃料等を納入できる見込みのあること。
- 原則として独立して日常生活を営むことができること。
(要介護認定者は、交付申請時において要支援1・2、要介護1に限る。)
- 世帯の全員について、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと。
- 生活保護受給世帯でないこと。
- 世帯の全員について前年度の住民税が非課税であること。
- 転居の事由が、家賃の滞納等自己の責に帰すべきものでないこと。

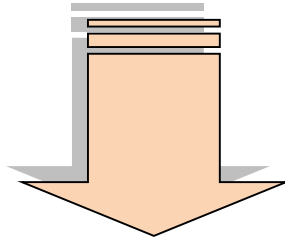
住宅の要件

□転居前の住宅の要件

1年以上居住している住宅の取り壊しや賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められていること。

または次のいずれかに該当する住宅に1年以上居住していること。

- ◆昭和56年に改正された建築基準法施行令の新耐震基準に適合していないこと。
- ◆住戸の専用床面積が18㎡未満であること。
- ◆住戸に浴室又はトイレが設置されていないこと。



□転居後の住宅の要件

次のすべてに該当する住宅に転居すること。

- ◆昭和56年に改正された建築基準法施行令の新耐震基準に適合していること。
- ◆住戸の専用床面積が25㎡以上であること。（ただし、平成18年9月18日以前に建築されたものについては、当分の間18㎡以上とします。）
- ◆住戸に浴室及びトイレが設置されていること。



申請時に提出する書類

- (1) 転居前の住宅の賃貸借契約書
- (2) 転居後の住宅の賃貸借契約書
- (3) 転居前の住宅の建築年月日、専用床面積、間取り等が分かる書類
- (4) 転居後の住宅の建築年月日、専用床面積、間取り等が分かる書類
- (5) 引越しにかかった費用の領収書
- (6) 立ち退きの場合は、立ち退きに関する証明書
- (7) その他、必要書類

助成金支給時期

申請後、助成が決定しましたら、3か月分ごと年4回、下表のとおり助成金をお支払いします。

家賃等実績月	請求書等提出日	助成金支払日
4月分～6月分	6月13日まで	7月末日
7月分～9月分	9月12日まで	10月末日
10月分～12月分	12月12日まで	1月末日
1月分～3月分	3月13日まで	4月末日

【問合せ先】

高齢者福祉課 高齢者福祉係（荒川区役所2階⑤窓口）
電話：3802-3111（内線）2675